

第14章 記録保存の資料作成

- 1 本工事は道路構造物の記録保存の対象工事である。
作成要領は以下の通りとし、(2) 1) 及び2) について提出すること。
ただし、作成要領により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 対象とする道路構造物

- ①トンネル
- ②橋梁（橋長14.5m以上）
- ③橋梁補修（耐震補強等）を実施した橋梁
- ④大型擁壁・カルバート等、地震時の計算を行ったもの

(2) 保存資料作成要領

1) 竣工図の縮小版：3部（A4版）

- ①図面、計算書ともA4版を原則とする。
- ②巻末に地質調査資料（調査孔位置図、柱状図、コア写真、その他必要資料）を縮小せずに綴じ込むこと。
- ③製本はドッチファイルを用い、表紙及び背表紙に必要項目を記載すること。
記載項目：工事番号、工事名、路河川名、施工箇所、
道路構造物名称、竣工年月日

2) データ：1部

- (2) 1) で作成した製本版をPDF化してDVDに保存すること。
解像度：カラーは200dpi、モノクロは300dpiとする。